

((A) + (B) + (C))							
借家人補償金調査算定書							
¥.-							
建物番号		住所又は所在地		氏名又は名称			
現在の契約条件	①借家面積 (㎡)	②家賃 (円)	③返還される一時金 (円)	返還されない一時金 (円)	居住期間 (入居開始時期)		
①現在の借家面積 (㎡)	④補正率	⑤ (①×④) 補正後借家面積 (㎡)	補正理由等		特記事項		
標準家賃	⑥標準家賃単価 (月額) (円)	⑤補正後借家面積 (㎡)	⑦ (⑥×⑤) 標準家賃 (月額) (円)	⑧当該地域において通常返還されない一時金 (円)	⑨当該地域において通常返還される一時金 (円)		
権利金等一時借入に要する費用相当額 (A)	返還されない一時金	⑦標準家賃 (月額)	⑩ (⑧/⑦) 補償月数	/		⑦×⑩ 補償額	
	返還される一時金	⑦標準家賃 (月額)	⑪ (⑧/⑦) 補償月数			③従前貸主からの返還見込額 (円)	⑫ $(1+r)^n - 1 / (1+r)^n$ <small>運用益損失率 r: 年利率 n: 借借期間</small>
家賃差補償額 (B)	⑦標準家賃 (月額)	②現在家賃 (月額)	⑬ (⑦-②) 家賃差額	⑭ 補償月数	/		⑬×⑭ 補償額
消費税等相当額 (C) 返還されない一時金 _____ 家賃差補償額 _____ <hr/> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 合計 × 税率 = </div>							

- ※1 住宅用以外は消費税等の課税対象であるため、消費税等課税対象額を計上する。
- 2 借家面積について、面積狭小等であるための補正がある場合は、「従前の借家面積を補正した面積」と「借入可能な最小限の面積」を比較し、小さい方を⑤補正後借家面積とする。
- 3 「高齢である等の事情があるため生活圏が限定され当該生活圏外への転居が著しく困難と認められる」者が借家又は借間している場合には、補正理由等欄にその理由（「高齢者」「障害者」等）を記載する。